

平成17年4月 1日

「(仮称)東三田マンション計画」に係る条例公聴会の開催について(お知らせ)

「(仮称)東三田マンション計画」に係る条例公聴会を川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第23条第2項の規定に基づき、次のとおり開催します。

- 1 開催日時
平成17年4月23日(土)午前10時から(開場 午前9時30分)
- 2 開催場所
多摩区役所会議室(11階)
川崎市多摩区登戸1775-1
- 3 指定開発行為の名称
(仮称)東三田マンション計画
- 4 意見を聴こうとする事項
環境影響評価項目:生物、騒音、景観、電波障害、風害、コミュニティ施設、地域交通について
環境配慮項目:光害について
- 5 公述の申出に関する事項
 - (1) 条例公聴会に出席して意見を述べようとする方は、川崎市環境局環境評価室(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)あて公述の申出をしてください。
公述の申出ができるのは、条例準備書関係住民(条例準備書に示す関係地域の範囲に在住・在勤の方)です。
 - (2) 公述の申し出をしようとする方は、氏名、住所(関係地域の在勤の方は、勤務)先の名称及び所在地、指定開発行為の名称、意見の要旨を記載した書類によりその旨を申し出てください。
意見の要旨には、前記4の「意見を聴こうとする事項」について、個別的、具体的意見を要領よく簡潔に記述してください。
なお、「公述の申出書」については、多摩区役所、多摩区役所生田出張所、宮前区役所、宮前区役所向丘出張所及び本庁(環境局環境評価室)に用意してありますので、御利用ください。
 - (3) 公述申出の期限は、平成17年4月9日(土)です。
公述申出のあて先は、川崎市環境局環境評価室(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)です。(郵送の場合、4月9日消印有効です。)

6 条例公聴会の運営に関する事項

- (1) 公述人に選定された方は、条例公聴会に出席し、公述をしていただきます。
なお、公聴会の運営を円滑に行うため、追って公述の方法及び公述時間を通知します。
- (2) 公述人（条例公聴会において意見を述べる方）は、公述の申出のあった方から公平かつ適正に選定し、その結果を本人あて通知します。
- (3) 傍聴を希望する方は、平成17年4月9日（土）までに官製往復はがきに指定開発行爲の名称、住所、氏名及び電話番号を記入（返信先を明記）のうえ、川崎市環境局環境評価室（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）あて申し込んでください。（郵送の場合、4月9日消印有効です。）
- (4) 傍聴人の数は、100人です。
申込人が100人を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定し、その結果を通知します。
- (5) 傍聴人には傍聴券を交付します。
なお、傍聴券のない方は入場できません。

問い合わせ先 川崎市環境局環境評価室
電話044-200-2156